

はじめに

現在では国際間の婚姻事例が増加し、それに伴って国際カップルの離婚やその間に生まれた子の監護や引渡しをめぐるトラブルも増加している。このような問題に対処するため、1980年代初めに「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ子連れ去り条約(以下単に「ハーグ条約」と表記する))が採択され、発効したが、日本では議論が進まなかった。これは伝統的な家族観をもつ保守派に離婚前提のルールを積極的に作ることに抵抗があったためだと説明されている。2009年の政権交代で新しい家族観に立つ政党が政権につき、ハーグ条約への加盟問題が採り上げられるようになった。欧米諸国は日本の早期加盟を求め、特にアメリカは2010年9月に下院が日本政府に加盟を求める決議を採択するなど圧力を強めており、日米間の摩擦にまでなっている。日本では2010年2月に鳩山首相が外務、法務両省に早期加盟に向けた結論を出すように指示したが、条約加盟によりDV(家庭内暴力)や虐待から逃れて子連れで帰国した日本人の妻を夫のもとに戻す事態なども想定され、「世論の合意ができていない」(法務省幹部)との慎重論、消極論も根強く、結論が先送りされてきた。

菅首相は、2011年1月中旬に法相に就任した江田五月氏にハーグ条約への加盟検討を指示し、アメリカ等の国が求めているハーグ条約加盟の本格的検討に乗り出した。1月下旬には副大臣会議が立ち上げられ、外務、法務両省のほか、文部科学省、住民票を所管する総務省も参加して、5月下旬の主要国首脳会議(G8サミット)前の結論を目指した。⁽²⁾2011年4月27日には、政府がこのハーグ条約に加盟する方向で調整に入ったと報道された。6月にも国際社会に加盟方針を表明し、同年秋の臨時国会の条約承認と国内関連法の成立を目指すものとされた。⁽³⁾この年におきた3月11日の東日本大震災と津波被害により国政の関心事がもっぱら地震、津波、原発事故被害の復旧に向けられたかのごとき状態に置かれていたが、それまで焦眉の急を要するとされていたハーグ条約

の批准の問題も検討課題としてとどめられていたのである。5月19日には菅政権がハーグ条約に加盟する方針を固めたことが報じられた。19日の関係閣僚会議で基本方針を確認し、20日には条約実施に必要な国内法骨子案とともに閣議了解するというものである。これは欧米諸国から求められてきた条約加盟への意思を政権として明確にするもので、加盟に向けた具体的な手続は同年秋の臨時国会以降となる見通しだとされていた。菅首相は、5月26、27両日にフランスドービルの主要国首脳会議(G8サミット)に出席したが、アメリカなどの首脳会議で政権の方針を伝える考えであるといわれた。⁽⁴⁾江田五月法相は5月20日の会見で、近く法制審議会に法整備を諮問する考えを表明した。それによれば、2012年の通常国会への条約承認案と関連法案の提出を目指す⁽⁵⁾が、政府内には年内の国会提出をめぐる意見もあった。

その後法制審議会第165回会議において、法務大臣からハーグ条約を批准するための子の返還手続の整備に関する諮問がなされ、これを受けてハーグ条約(子の返還手続関係)部会が設置され、2011年9月22日には第4回会議が開催された。9月30日には中間取りまとめが公表され(「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)」(ハーグ条約)を実施するための中央当局の在り方について)(本書215頁以下参照)、10月31日までパブリックコメントに付された。また翌2012年1月にはハーグ条約を日本で施行するための「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱案(案)」が公表され、ハーグ条約批准のための手はずが整えられた。3月には同条約加盟のための前記国内裁判手続要綱案の国会審議入りが閣議決定され、国会での審議を待つばかりとなった。⁽⁶⁾しかし、2012年11月16日には衆議院が解散され、ハーグ条約の施行に関連する法案は、審議入りすることなく廃案に終わった。

本書は、わが国と他国との間の国際結婚に伴って生じる子の連れ去りと奪い返しの問題にどのように対処したらよいか、特にわが国がハーグ条約に加盟すべきかどうかの問題に関する示唆を得るために執筆したものである。もっとも、これはもともと筆者の別居夫婦間あるいは離婚夫婦間に生まれた子の引き

取りをめぐる争いに関する問題関心の延長線上にある研究である。本書では上記のようなわが国におけるハーグ条約加盟をめぐるホットな政治的社会的関心のもとに、日本国民として同条約に加盟すべきか、加盟するとしたらどのような問題が生ずるかの検討が対象になっているが、1990年になって同条約に加盟したドイツで加盟以前と加盟後でどのような問題状況が存在したまたは発生したか、ハーグ条約への加盟がドイツの国民にどのような結果をもたらしたか、また現在同条約に加盟したドイツの議論の状況はどのようになっているかを主にドイツで収集した資料を中心にして論じようとするものである。⁽⁷⁾

(注)

- (1) 日本が子どもの拉致大国であることを指摘する文献として、コリン P.A. ジョーンズ「子どもの連れ去り問題——日本の司法が親子を引き裂く」(平凡社新書、2011年)、岡野正敏「国境を越える子の奪取をめぐる問題の現状と課題」国際法外交雑誌109巻1号(2010年)31-32頁、加治良太「国際的な子の連れ去り問題とハーグ条約」時の法令1896号(2011年)59-60頁などがある。
- (2) 朝日新聞2011年5月21日朝刊。
- (3) 日本経済新聞2011年4月28日朝刊。
- (4) 朝日新聞2011年5月19日朝刊。
- (5) 毎日JP 2011年5月20日。
- (6) 2012年8月現在でハーグ条約締結国は88カ国に達している。G8中ではロシアが2011年10月に加入し、未加盟は日本だけとなっている。
- (7) イギリスにおけるハーグ条約の国内施行については、種瓜誠「国際的な子の引渡し」立命館法学319号(2008年)1頁以下、ドイツにおけるハーグ条約の国内施行に関する文献として、種瓜誠「ドイツにおける国際的な子の奪い合いの規整」愛知学院大学論叢法学研究41巻1号(1999年)1頁以下、西谷祐子「ドイツにおける国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施状況」民事月報65巻11号(2010年)69頁以下。ハーグ条約、加盟国の国内実施機関、関連団体等のサイトについては、軽部恵子「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約に関するサイト集」桃山法学19号(2012年)125頁以下参照。